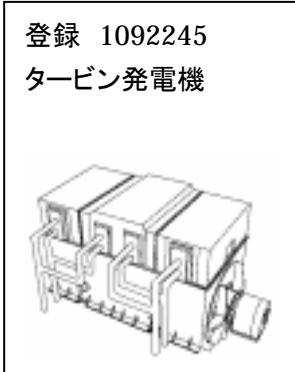



意匠分類記号	意匠分類の名称
H2-110	発電機

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H2-110	全	発電機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
K8-10	動力機械器具：風車	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
直流発電機	交流発電機	蒸気タービン発電機
風力発電機	風力発電用発電機	
定義		
回転動力によって電力を発生させる発電機を分類する。交流発電機、直流発電機を問わない。		
登録 1092245 タービン発電機 	登録 1078760 風力発電機 	登録 1059766 発電機 
登録 0652619 自動車交流発電機 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
■動力機器、発電機、電動機の関係■ ・蒸気、原子力、風力、水力等天然に存在するエネルギーを運動に変えて動力を得る動力機器はK8-10。 ・回転動力により電力を発生させる発電機はH2-110。 ・電磁誘導により回転動力を発生させる電動機はH2-120。		
■風車について■ H2-110 風力発電機 H2-19 風力発電機用風車、風力発電機用風車の翼 K8-10 発電用以外(粉挽き等)を目的とする風車 K8-19 風車用翼 ↓ ただし、これらは外観では判断できない。「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」等に、『発電用』と記載されているものはH2、発電用以外のものや、特に使用目的の記載されていないものはK8に分類する。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

